

反社会的勢力排除宣言

青木紙商事有限会社（以下「当社」）は、企業としての社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点から、次のような基本方針に基づき、暴力団等反社会的勢力といかなる関係も持たない企業姿勢を堅持すべく厳正に取り組んで参りますことを宣言いたします。

1. 当社は、「暴力、威力と詐欺的な手法を駆使して健全な経済、社会の発展を妨げる集団または個人」を反社会的勢力と定め、具体的には以下の者との関係の排除に努めます。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団構成員
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
 - (5)暴力団関係企業
 - (6)総会屋
 - (7)社会運動標ぼうゴロ
 - (8)政治活動標ぼうゴロ
 - (9)特殊知能暴力集団等
 - (10)自らまたは第三者を利用して、不法行為や不当要求を行い、または行う恐れがある者
 - (11)その他前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または、前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
2. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で臨み、排除するため断固たる姿勢で対応いたします。
3. 当社は、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
4. 当社は、あらゆる取引において、反社会的勢力との取引を一切行いません。
4. 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力の排除に取り組みます。
5. 当社は、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、名目の如何を問わず資金提供、不適切な・異例な取引および、便宜的供与は行いません。また、不当要求に対しては、毅然として法的対抗措置を講じます。
6. 当社は、相手方が反社会的勢力かどうかについて、最大限の努力を講じて注意を払うとともに、万が一、相手が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、関係の解消に向けて適切な対応を行います。
7. 当社は、反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽することなく、公明正大な対応を行うとともに、隠蔽のための裏取引を絶対に行いません。
8. 当社は、反社会的勢力に対する資金提供を絶対に行いません。

青木紙商事有限会社
代表取締役 青木 冬樹